

1 障害を理解し思いやりのあるまちづくり

(1) 広報・啓発活動の推進

① 広報・啓発活動の充実

項目	施策・事業	関連部署	令和3年度施策実施状況	課題	令和4年度施策実施計画
広報・市ホームページの活用	・ 広報くわな、市のホームページ等のメディアを活用して、障害及び障害者に対する理解を深めるための啓発や広報活動に努めます。 ・ 点字や音声媒体にて、市の情報提供を継続します。 ・ 市ホームページのリニューアルにあたり、誰でも見やすくなりやすい情報発信に努めます。	障害福祉課 秘書広報課	・ 声の広報などを実施 ・ 広報くわなで障害者の人権を掲載し、理解を深める啓発を実施	・ 障害及び障害者に関する啓発活動に関して、さらに周知するために広報くわな、市ホームページ以外の周知方法を模索する	・ 広報くわなでの周知や点字、声の広報などを継続的に実施 ・ 市ホームページをリニューアルして、障害者にも見やすいホームページにするためアクセシビリティを強化する
		人権センター	広報くわなの人権啓発シリーズ3月号に、人権啓発推進本部高齢・障害者部会により、高齢者または障害者の人権に関する記事を掲載している。令和3年度は、「合理的配慮を知っていますか?」というタイトルで掲載した。	広報くわなの人権啓発シリーズには、さまざまな人権に関する記事を各部会が輪番で掲載しているため、障害者に関する記事を掲載できない年度もある。	広報くわなの人権啓発シリーズ3月号に人権啓発推進本部高齢・障害者部会により、高齢者または障害者の人権に関する記事を掲載する。
様々な活動主体との連携	・ 障害者団体、ボランティア団体、企業等の様々な活動主体に協力を求め、広報、啓発活動の幅広い効果が出るような情報発信に努めます。	障害福祉課 地域コミュニティ課	市ホームページや市民活動センターにて登録団体の情報提供を行っている。「くわな市民活動フェスタ2021」はまん延防止法発令のため中止となったが、ポスター展を実施し市民活動団体の活動を発信した。	市民活動フェスタの開催にあたっては、感染症対策についての工夫が必要である。	市ホームページ、市民活動センターにて登録団体の情報発信を行う。また、市民活動フェスタを通じて団体間で互いの活動を理解しあい、活動を発信する取り組みを継続する。
各種イベントを通じた障害者週間等の周知・啓発	・ 障害者に関わる「障害者週間」（毎年12月3日～9日）、「人権週間」（毎年12月4日～10日）、「障害者雇用支援月間」（毎年9月）等を、イベント等を通して様々な啓発活動を行い、障害者への理解を深める活動を行います。 ＜実施事業＞ ・ 障害者週間記念事業（11月下旬） ・ みんなのつどい（11月下旬） ・ 障害者作品展（3月） ・ 人権フェスタ	障害福祉課	障害者団体、ハローワーク等関係機関と連携し、ポスター掲示等を行い、周知に努めました。8月にイオン桑名にて、障サ連と合同で桑名市福祉サービスフェアを開催し、ヘルプマーク等の啓発物品を配布し啓発を行いました。	人権担当主管課との連携をさらに深め、より効果的な周知・啓発の方法を検討する必要があります。	今後も関係機関と連携しながら、各種イベントなど啓発機会を通して、継続した周知・啓発を行います。
		人権センター	「人権週間」内に広報車による市内巡回啓発を行い、初日の12月6日には桑名駅他10ヶ所において街頭啓発を行った。12月4日に人権フェスタを開催し、人権講演会、意見発表会、人権に関するポスターによる展示等を一体で実施し、人権意識の高揚を図った。3年度は新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながらふれあいマルシェ（障害者施設の物販）を実施した。	街頭啓発で受け取ったチラシを見て、その方が人権に関心を持ってもらえるかどうかが課題。	「人権週間」初日が日曜日になるため、翌月曜の12月5日に市内各所にて街頭啓発をし、「人権週間」内に広報車による市内巡回を実施する。また、12月10日には人権フェスタを開催し、障害者団体による物販販売を行う「ふれあいマルシェ」を開催する。
		総務課	関係所管からの依頼により、庁舎内掲示板にポスターを貼って周知・啓発を行いました。	掲示依頼に対し、ポスターを貼るスペースが不足している状況です。	引き続き、関係所管からの依頼により、ポスターをロビー等の掲示板に貼って周知・啓発を行います。
三重おもいやり駐車場利用証制度の啓発	・ 三重おもいやり駐車場利用証制度の周知・啓発に努めるとともに、適正利用についても啓発に努めます。	障害福祉課 介護高齢課	引き続き制度の周知に努める。	適正利用の更なる周知が必要である。	引き続き制度の周知と適正利用の啓発を行う。
		子ども総合センター	制度についての窓口や電話での問合せに対し、申請方法を案内した。	手続きを含め、制度の周知が必要。	母子健康手帳交付等の窓口や電話での問合せに対し、制度について申請方法を案内する
障害者差別解消法の周知・啓発	・ 障害者差別解消法の円滑な施行を達成するため、さらなる周知、啓発を行い差別事象が発生しないよう努めます。万が一差別事象が発生した際は、桑名市障害者差別解消支援地域協議会をはじめ関係機関と連携し差別事象の早期解決に努めます。	障害福祉課	ホームページ、広報で広く周知し啓発を継続し、イベントなどでの啓発資料配布を行った。	法律に関するさらなる周知・啓発が必要です。	障害者週間などに行われるイベントで、街頭啓発を行うなど、差別解消法の効果的な周知方法等の検討を行います。
ヘルプマークの周知・啓発	・ ヘルプマークの周知・啓発を行い、支援が必要な方へのサポートについて理解促進を図ります。	障害福祉課	8月に行われた、障サ連販売会にて啓発を行った。	ヘルプマーク自体の周知が重要であり、広く啓発を行う必要がある。	令和3年度中学生議会で提案いただいた「啓発動画」と「啓発物品」の作成を行う。

② 障害や障害のある方への理解の促進

項目	施策・事業	関連部署	令和3年度施策実施状況	課題	令和4年度施策実施計画
障害の特性と必要な配慮の理解促進及びサポート	・ 理解がまだ進んでいない発達障害、難病、高次脳機能障害等について、その障害の特性や必要な配慮等について市民への周知を図り、理解を促進します。 ・ 視覚障害者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、障害者用駐車スペース等への理解を促進します。 ・ 公共施設等の障害者用駐車スペース（おもいやり駐車場）の利用マナーについて、市民に理解を求めます。	障害福祉課	各制度について、ホームページやポスター掲示等について、啓発を行いました。	各制度の理解が進むよう、効果的な啓発方法の検討が必要です。	今後も効果的な啓発方法を工夫して、啓発活動を継続します。
		子ども発達・小児在宅支援室	福祉事業所や関係団体の紹介・活動内容を、パンフレットやポスターなどを掲示し案内している。	継続が必要。	障害の特性や必要な配慮等についてホームページ・チラシを作成するなどして周知を図る。また福祉事業所や関係団体の紹介・活動内容等をパンフレットやポスターなどを掲示し案内する。
障害についての理解を図る教育の推進	・ 障害や障害者の理解促進のためには、子どもの頃から障害に対する正しい知識を持つことが大切です。地域の障害者が講師になって、障害者の日常生活に関する話や車いすの介助、点字や手話の実技等を行う福祉実践教室を、小学生を対象に引き続き開催します。	人権教育課	・ 小中学生と引率の保護者を対象に、福祉体験講座（手話・車いす・点字）を全5回実施しました。 ・ 桑名市等に在住の障害のある方を講師に迎え、日常生活に関する話や、車いすの介助、点字や手話の実技などを行いました。講座では体験して気づいた学びを共有し、違いを豊かさと感じるとともに、自分の生き方につなげて考えることができました。	・ 毎年申し込まれる受講者も多いので、講座の内容の充実を図るとともに、案内をわかりやすくする等、工夫します。	・ 小中学生と引率の保護者を対象に福祉実践講座を実施します。内容を工夫し、案内ポスターにもわかりやすく示します。 ・ 車いすの介助体験、点字や手話の実技を1回ずつ（計3回）行います。 ・ 実際に体験することや、障害のある方からのお話やふれあいの中で、障害や障害のある方への理解を深めていきます。
		総務課	おもいやり駐車場を庁舎北駐車場に6台分、東駐車場に2台分、南立体駐車場に6台分設置しております。	おもいやり駐車場に、対象とならない車両が駐車される場合があります。	庁舎内に思いやり駐車場制度への協力を促す貼り紙をして、思いやり駐車場以外のスペースを利用していたくように取り組みます。

③ ボランティア活動等の推進

項目	施策・事業	関連部署	令和3年度施策実施状況	課題	令和4年度施策実施計画
ボランティアの育成及び活動についての情報提供	・ 桑名市社会福祉協議会が実施している「桑名ボランティアセンター」と連携し、ボランティアの育成及びボランティア情報の発信に努めます。	福祉総務課 障害福祉課	「桑名市ボランティアセンター」においてボランティア活動の推進、支援を行っている。	担い手育成や支援方法の知識の周知、関係機関のより強い連携が課題となっている。	桑名市と桑名市社会福祉協議会の連携のもと、ボランティアの育成に努めます。
		防災・危機管理課	防災訓練や講話等で、知識の提供と育成を支援している。	知識等を習得してもらうためには、継続的に実施することが必要。	引き続き支援を実施していく。

2 安心して暮らせるまちづくり

(1) 生活支援の充実

①相談支援体制の充実

項目	施策・事業	関連部署	令和3年度施策実施状況	課題	令和4年度施策実施計画
相談支援体制の充実	・基幹型相談支援センターを中心に、相談支援体制の充実を図り、支援を行います。	障害福祉課	基幹型相談支援センターである障がい者相談支援センターとういんと連携し、相談支援事業所との情報共有の推進、また相談支援専門員の養成を行い、相談支援体制の充実を図りました。	相談支援センターとの連携を継続し、相談支援体制の充実を図ることが、必要です。	今後も基幹型相談支援センターと連携などを行い、相談支援の充実を図ります。
身近な相談支援の充実	・地域における身近な相談活動を活性化させ、関係機関との連携を図り、プライバシーに配慮しながら、気軽に相談できる身近な相談体制づくりを継続します。	障害福祉課	「福祉なんでも相談センター」や社会福祉協議会、障害者相談支援センターと連携し、各種の相談を実施しています。市内の相談支援事業所との情報共有を行い、相談体制の充実を図っています。	各種相談窓口と行政がスムーズに連携し対応していくことが必要です。	・地域生活支援拠点を設置し、緊急時の対応の充実を図ります。 ・市内の相談支援事業者、行政が相互に連携し、身近な相談体制づくりに努めます。
		介護高齢課	相談件数が増加傾向にあるため、引き続き地域包括支援センターの機能強化を図り身近な相談窓口としての運営に取り組んだ。また、「福祉なんでも相談センター」を活用し高齢者だけでなく福祉分野全体の相談に、総合的に対応している。	相談内容が複雑化していることが多くなり、多職種連携の更なる充実が必要である。	複雑化している相談内容が多いため、引き続き多職種連携により相談体制を強化して対応する。
		保健医療課	電話、来所、訪問などの随時健康相談を実施。相談内容によっては、ケース会議の出席等、関係機関との連携を図った。	相談内容に応じて、必要な機関と連携し、よりよい相談につなげていく必要がある。	今後も気軽に相談できる窓口であることを周知するとともに、必要時、関係機関と連携し、相談事業の充実を図る。
障害児の相談支援体制の充実	・障害児に対する相談支援については、市役所の窓口をはじめ、子ども発達・小児在宅支援室で相談を受け付けています。今後は、各機関、子どもが受診している医療機関等との連携を密にし、早期の対応を図りながら、障害児に対する途切れのない支援につなげます。 ・子ども発達・小児在宅支援室では“気になる子”の相談を実施しています。事業の市民への周知を図ります。	子ども発達・小児在宅支援室	発達に関わる相談や検査を行った。新規の相談は予約から2か月以内に対応できる体制を整えた。また障害福祉サービスについても相談を行い適切な支援が受けられるよう他機関とも連携を行った。	早期発見、早期支援に繋げるためのより効果的な方法の検討。	発達に関わる相談や検査を行う。新規の相談は予約から2か月以内に対応を行う。また障害福祉サービスについても相談を行い他機関と連携を図りながら適切な支援が受けられるようにする。
		保健医療課	理学療法士、歯科衛生士が相談対応を行った。市民からの個別相談および関係者からの相談があり、関係機関と連携を取り対応した。	関係機関の連携体制づくりと相談対応を行う職員の資質向上が必要である。	必要な相談が適宜出来る体制になるよう関係機関と連携し、職員の資質の向上に努める。

②在宅サービス等の充実

項目	施策・事業	関連部署	令和3年度施策実施状況	課題	令和4年度施策実施計画
訪問系サービスの充実	・日常生活上の支援等障害者の居宅での生活を支えるため、事業所の協力を得ながら、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービス提供の充実にも努めます。	障害福祉課	令和3年度実績（月平均利用者数） 居宅介護 134人、重度訪問介護 2人 同行援護 18人、行動援護 1人	医療的ケアが必要な方や、重度障害者に対応できる事業所の新規開拓が必要です。また行動援護を行う事業所が市内に無いため、事業所への働きかけが必要です。	行動援護、重度訪問介護施設が不足していることから、これらのサービスが充足できるよう引き続き事業者への働きかけを行います。
日中活動系サービスの充実	・障害者の日中における自立した生活を支援するため、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、短期入所のサービス提供の充実にも努めます。	障害福祉課	令和3年度実績（月平均利用者数） 生活介護 311人、自立訓練（生活訓練） 11人 就労移行 36人、就労継続A型 198人 就労継続B型 239人、療養介護 9人 短期入所 43人	緊急時における短期入所のニーズが高く、緊急時の受入対応を充実させるため、圏域事業所への働きかけが必要となっています。	緊急時の受け入れに対応できるよう地域生活支援拠点施設の整備を行います。
居住系サービスの充実	・日常生活を営むのに支障のある障害者や、夜間において介助が必要な人の生活を支援するため、施設入所支援・グループホーム等障害者の状況に応じた適切なサービス提供の充実にも努めます。	障害福祉課	令和3年度実績（月平均利用者数） 施設入所 130人 グループホーム 125人	重度の障害者に対応できるグループホームの整備が喫緊の課題です。	事業所にニーズを伝え、重度の障害者に対応できる日中サービス支援型のグループホームの新設を働きかけます。
介助者への支援	・家族等が介助疲れや体調不良等の状態にならないよう、また周囲から孤立しないよう心身両面でのケアに努めます。	障害福祉課	家族等の状況把握をし、個別のニーズに応じたサービス利用につなげる等、関係機関と連携しレスパイト支援に努めました。	家族等支援者の状況把握を的確に行い、真に必要な支援の把握が必要です。	地域生活支援拠点を整備し、ショートステイにおける緊急時などの受入体制を充実させ、障害者とのその家族の支援を行います。
		介護高齢課	地域ケア会議において、多職種が連携し高齢者介護の負担が増加しないようケアプランの作成等に助言を行い、介護離職等の防止に努めています。	少子高齢化の進展による介護の担い手不足や、8050問題、ヤングケアラー等への対策が急務となっている。	介護人材の確保や、地域のボランティアの育成等に努め、高齢者の受け入れ先を確保し、家族の負担を軽減する取り組みを引き続き行う。
		子ども発達・小児在宅支援室	医療的ケア児コーディネーターを養成。医療的ケア児のレスパイト事業を開始した。必要に応じて福祉サービスにおけるショートステイ、通所利用を随時利用できるよう対応した。	重度心身障害児を受け入れる事業所が市内にない。	家族支援として必要な時に障害児福祉サービスのショートステイや通所支援事業の利用が出来るよう随時対応する。
		保健医療課	電話や来所、訪問などの随時健康相談を実施。内容によって本人だけでなく、介助者、家族等の状況の把握とその支援を実施した。また、ケース会議等、関係機関との連携を図った。	関係機関と連携し、介護疲れや体調不良になる前の対応や支援を行うことが重要。	今後も継続して事業を実施し、介助者等に対して心身両面のケアを検討するとともに、関係機関とのさらなる連携を図る。

③障害児支援の充実

項目	施策・事業	関連部署	令和3年度施策実施状況	課題	令和4年度施策実施計画
障害児支援の充実	・障害児の福祉サービス、特別支援教育、保育施策が連携し、障害児支援の充実を図ります。	子ども発達・小児在宅支援室	福祉サービスにおける事務手続きマニュアルを作成した。通所支援事業所の充実により利用者は増加傾向である。	事業所間の連携が取れる体制作りと事務手続きマニュアルの定着。	福祉事業所間の情報共有を進める。
		人権教育課	保育所・保育園だけでなく、児童発達支援施設や放課後デイサービスとも連携し、支援が必要な幼児に対し、継続したより適切な支援が行えるように、就学支援委員会への抽出を依頼するなど、連携を深めてよりスムーズな就園、就学につなげていきます。	すべての児童発達支援施設と十分連携ができていないと言えません。	・保育所・保育園だけでなく、児童発達支援施設とも連携し、保育所等訪問支援事業も活用しながら、支援が必要な幼児に対し、継続したより適切な支援を行っていく。就学支援委員会への抽出を依頼するなど、連携を深めてよりスムーズな就園、就学につなげていきます。
途切れない支援体制づくり	・発達に心配のある子どもに関し、保健センター、保育所、学校等各機関とのつながりを継続し、途切れない支援体制を構築します。	子ども発達・小児在宅支援室	学校・幼稚園・保育所等に対して発達検査の情報提供を行うなど、随時情報の共有を図った。	継続が必要。	学校・幼稚園・保育所等に対して発達検査結果の情報提供を行う。
		保健医療課	発達に心配のある子どもについてリハビリテーション専門職員が巡回相談を実施。関係する機関と連携を取りながら対応する。	関係機関との連携が必要。	発達に心配のある子どもについてリハビリテーション専門職員が巡回相談を実施。関係する機関と連携を取りながら対応する。
		人権教育課	・幼稚園、小中学校に在籍する発達に課題のある子どもについて、保護者や教職員からの相談を受け、園・学校とも連携しながら適切な支援を進めました。また保護者の要望に応じ、就学相談を行いました。 ・重度障害の子どもに対し、支援の方法等を特別支援学校や福祉機関等とも連携をしながらよりよい支援の仕方を検討し充実させました。	発達に課題のある園児に対しての相談については、就学相談や地域支援の利用について今後も周知を続けていきたい。	・関係機関との連携により、より早い段階から子どもの課題をつかみ、途切れない支援につなげていきます。 ・くわな特別支援学校とも連携し障害児についての理解や支援の方法についての相談連携を引き続き行い、教職員の専門性の向上につなげていきます。
障害児保育の充実	・障害の状況に応じた適切な保育が受けられるよう、関係機関と連携して支援の充実を図ります。	子ども発達・小児在宅支援室	保育所(園)巡回相談を行い子どもの発達支援の助言を行った。	継続が必要。	保育所(園)巡回相談を行い子どもの発達支援の助言を行う。発達支援が必要な児に、適切な支援体制が取れるように子ども発達支援委員会を開催し、検討する。
		保健医療課	障害児の保育所での支援方法について、保育所巡回を行い、関係者からの相談に対応した。	関係機関との連携が必要。	障害児の保育現場において、関係者の相談に対応する。
就学前教育の充実	・障害児の幼児教育指導体制を整備し、指導内容の充実や指導方法の工夫改善等を行い、幼児教育の充実を図ります。	人権教育課	・コーディネーターの役割を確認し、よりよい幼児教育の充実が図れるよう、幼稚園の特別支援教育コーディネーター研修会を開催しました。 ・臨床心理士を講師として招き、幼稚園特別支援教育コーディネーターの事例検討会を開催し、専門的な支援・指導方法を得る機会を充実させました。	学校の業務が多忙化しており、年々研修を企画実行しづらいようになっている。	・各幼稚園を訪問し、発育や発達に課題のある子どもへの指導や支援について相談を受け、助言を行います。 ・希望される保護者との面談を行い、就学についての心配を聞いたり、特別支援学級の様子についての周知をするなど、安心して就学支援委員会できるように、幼稚園と保護者のサポートを行います。 ・「園内委員会」を各園で進め、子どもの様子を交流し、情報を共有して支援につなげます。 ・幼稚園の特別支援教育コーディネーターのための研修会と事例検討会を継続して開催し、幼児教育の充実につなげます。 ・統一した桑名市の形式で「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、小学校へのなめらかな引継ぎを行います。
気になる子どもに対する相談・教室	・子ども発達・小児在宅支援室において、“気になる子”の相談・教室を実施しており、市民への周知を図っていきます。	子ども発達・小児在宅支援室	気になる子どもの教室でペアレント・プログラムを行った。プログラムの見直しにより受講者が増加。	関係機関との連携が必要。	発達の気になる子どもとその保護者を支援するためにペアレント・プログラムも含めた親子の遊びの教室を行う。
発達障害児に対する支援	・発達障害児の早期発見や就学前の発達支援等、医療、保健、福祉、教育、関係機関等と連携し、地域における生活支援を図ります。	子ども発達・小児在宅支援室	関係する部署や機関で連携し必要に応じ会議などに参加し情報共有を行った。CLM(チェックリスト三重)の研修会を実施し(保育所(園)と情報共有を行った。	早期発見、早期支援に繋がるためのより効果的な方法の検討。	早期発見、発達支援について保護者や関係者からの相談対応を行い、保育所等巡回にて関係機関と連携して対応する。また、保育所(園)内でCLM(チェックリスト三重)が活用できるように支援することや、発達に関する研修を実施する。
		保健医療課	早期発見、発達支援について保護者や関係者からの相談対応、保育所巡回にて関係機関と連携し対応した。また医療のリハビリテーション専門職と保育・教育の連携支援を行った。	早期発見、発達支援について、保健、福祉の中で効率的な対応が出来るように調整が必要。	障害児、保護者、関係者への相談対応および支援部署と連携することにより地域の生活支援を図る。
		人権教育課	・教育関係者や各福祉関係機関等で構成される就学支援委員会を年間3回開催し、一人ひとりの子どもについて適切な学びの場を協議しました。 ・子どもの可能性を伸ばす望ましい就学先について、それぞれの専門的な見地から意見を出し合い、協議を深めることができました。 ・随時、保護者から就学相談を受け、子どもの課題を共有しながら、適切な就学や就学後の支援について話し合いました。	・途切れない支援を目指し、さらに各関係機関との連携を深める必要があります。特に就園前の幼児については、関係機関との情報共有を適宜行い、引き継ぎを行い、保護者・幼児・就園先がスムーズにスタートできるように取り組む必要があります。	・子ども一人ひとりの適切な学びの場について、保護者や各関係機関と情報共有を行い、共に検討協議しながら進めます。 ・就学相談の充実を図ります。 ・子ども総合相談センターや保健センター、医療機関等、就学前の関係機関と連携して発育や発達の課題を持つ子どもをつかみ、早期からの適切な支援を進めていきます。

(2) 保健・医療の充実

①保健サービス・健康づくり施策の充実

項目	施策・事業	関連部署	令和3年度施策実施状況	課題	令和4年度施策実施計画
乳幼児健診の充実	・乳幼児（4か月、10か月、1歳6か月、3歳児）を対象に健康診査を実施し、充実に努めます。	子ども総合センター	乳幼児健康診査を実施し、支援など必要に応じ関係機関と連携を図った。	乳幼児健康診査の充実とともに、関係機関との連携が必要	関係機関と協議をし、必要時には支援体制に繋ぐ。
相談事業等の充実	・赤ちゃん訪問や育児相談等の母子保健事業における相談事業を充実させ、妊娠期から出産・育児期にある児や家族を支援します。 必要に応じて関係機関との連携を図ります。	子ども総合センター	赤ちゃん訪問や育児相談、健診後の相談等を実施し、必要に応じ関係機関と連携を図った。	各母子保健事業とともに相談事業の充実と、必要時間関係機関との連携が必要	相談事業の充実と、関係機関との連携を図る。
リハビリテーションの充実	・障害者の軽減を図り、障害者のニーズを把握しながら自立を促進するために、地域の医療機関と連携し、リハビリテーション体制の充実を推進します。	保健医療課	地域のリハビリテーション専門職からの相談に対応し、連携しながら生活支援等についても対応する。	障害者を取り巻く生活支援者と医療関係者が連携を密にするために、互いの課題や情報を共有する必要がある。	地域の医療機関のリハビリテーション専門職からの相談に対応し、また医療機関のリハビリテーション専門職と連携しながら生活支援等について検討し、対応する。
健康づくりの推進	・障害者が、気軽に健康づくりができる体制を推進します。	保健医療課	誰もが健診を受けやすいよう、車椅子利用の方も結核健診が受診できるようにリフト付バスの実施日を設定し、個別案内にも掲載した。その他、視覚障害者の方を対象に、検診案内の一部を点字にした。	今後も誰もが健康づくりを行いやすい体制を整備することが必要。	今後も誰もが健康づくりを行いやすい体制の整備に努める。

②医療サービスの充実

項目	施策・事業	関連部署	令和3年度施策実施状況	課題	令和4年度施策実施計画
障害特性等の情報提供と医療提供体制の構築	・医療機関、医療従事者に対して、障害に関する情報提供を行い、障害特性等に対する理解を求めます。また、障害者が必要な医療を受ける機会を確保できる医療提供体制の構築に努めます。	保健医療課	市内の医療機関や介護事業所を対象に、インターネット（LoGoフォーム）による調査を実施し、「くわな在宅医療・介護マップ」及び「桑名市在宅医療・介護サービス地域資源情報」について、最新の情報に更新した。	障害者が利用しやすい医療提供体制を構築する必要がある。	今後も継続して、障害者が利用しやすい医療提供体制の構築に努める。
医療機関情報の提供	・医師会や歯科医師会等と連携し、障害者が受診できる医療機関の診療情報の提供を行います。 ・「かかりつけ医を持つこと」の啓発に努めます。	保健医療課	かかりつけ医を持つことについて、ホームページや地域活動等で啓発を行った。	「くわな在宅医療・介護マップ」を有効活用してもらえよう周知していく必要がある。	「くわな在宅医療・介護マップ」をよりよく活用してもらえよう周知していく必要がある。
救急医療体制の整備	・救急医療の情報提供の周知を継続します。 ・土曜日夜間、日曜、祝日の急病に対応するため、桑名市応急診療所を設置しています。また、くわな健康・医療相談ダイヤル24や救急医療情報センターを設置し、24時間利用可能な相談業務や医療機関案内を実施しています。こうした情報提供を継続し、その周知を図ります。 ・緊急時でも適切な医療が受けられるように救急安心カードの普及促進に努めます。	保健医療課	年度の応急診療所の桑名市内の受診者は、626人であった。健康・医療相談ダイヤルでは、市民を対象に24時間利用可能な相談体制を確保した。また、救急医療情報については、毎月の広報やホームページでの啓発に努めた。	救急医療情報の提供については、更なる周知をしていく必要がある。	広報、ホームページ等を活用し、今後も継続した啓発に努める。
		消防本部	ホームページ上において救急安心カードの周知を実施している。	実際に配布する等、他の方法も考慮し更なる周知を図る必要がある。	・保健医療課が作成したチラシを活用し、医療機関案内や相談ダイヤルの周知し努め、救急車の適正利用を推進する。 ・様々な機会を捉えて救急安心カードを配布するなど普及に努める。

③精神保健・医療の充実

項目	施策・事業	関連部署	令和3年度施策実施状況	課題	令和4年度施策実施計画
地域移行のための環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に対して、精神障害に関する知識の普及啓発を図るとともに、相談体制や医療体制等の充実に努めます。 ・民生委員・児童委員やボランティア等の関係機関と連携し、障害者の地域生活への移行についての啓発活動を行います。 	障害福祉課	社会福祉協議会との連携による精神保健ボランティア講座を開催し、地域における精神障害の理解普及に努めました。	精神障害の理解の普及啓発をし、地域住民の身近な理解者を増やす必要があります。	精神保健ボランティア講座を実施し、さらなる普及啓発を図ります。
		保健医療課	こころの健康づくり講座、ゲートキーパー養成講座の実施。参加者自身のこころの健康づくりに関し伝えるとともに、身近で悩んでいる方への対応方法について等の知識普及を行った。	今後も引き続き、知識の普及啓発を実施し、身近に相談できる人を増やしていく。庁内職員、関係機関とも連携し、相談体制の充実を図る必要がある。	今後も継続して医師会と協働し、地域の医療機関や介護事業所とともに障害者が利用しやすい医療提供体制の充実を図る。
地域移行支援・地域定着支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の病院や施設等からの地域移行を可能とするためには、障害福祉サービスにおける地域移行支援と地域定着支援の事業所の体制づくりが必要となるため、事業所の開設について民間事業者に働きかけます。 	障害福祉課	精神障害者の地域移行を支援するための体制づくりについて、事業所への情報提供を行い、体制づくりに努めました。	現状、地域移行支援・地域定着支援を行える事業所の開設に至っていない。	相談支援事業所の会議などで、情報提供を行うなどして事業所開設に向けた取組を行う。
精神保健ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会で実施している精神保健ボランティア講座を活用し、講座修了生が活躍できるような体制づくりに努めます。 	障害福祉課	精神保健ボランティア講座については、新型コロナウイルス感染症の影響で開催できなかった。	新型コロナウイルスの感染防止に努めながらボランティア講座を開催していく必要がある。	精神保健ボランティア講座を実施し、講座修了生の活躍する体制づくりについて、引き続き取り組んでいく。
こころの健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康を保つため、こころの病気に関する知識の普及啓発を図るとともに、地域の保健・福祉・医療機関、学校、企業等と連携してサポート体制の充実に努めます。 	保健医療課	こころの健康づくり・自殺対策として、市ホームページでの情報提供、新任期教職員向けのゲートキーパー養成講座、自殺予防週間及び自殺対策強化月間での周知啓発を実施した。また、保健師等の専門職が、電話や来所でのこころの健康の相談に応じた。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、集合形式の講座・講演会が開催できなかった。正しい情報を効果的に多くの人に周知するためのインターネット（ホームページ、SNS等）の活用が課題。	引き続き一般市民に向けた事業実施を行うとともに、庁内職員、関係機関等への知識普及、啓発について検討、実施し、さらなる相談体制の充実を図る。
		障害福祉課	社会福祉協議会と連携し、精神保健ボランティア講座に加え、フォローアップ講座を市民にも広く周知し、こころの病気（引きこもり含む）に対する知識や理解を広めました。またはあぶ工房による相談事業を行い、当事者及びその家族の支援を行いました。	発達障害や引きこもりなどの知識の普及啓発に努めることが必要です。	引き続き、ボランティア講座を通して、地域への普及啓発を図り、当事者とその家族の支援を行います。
		介護高齢課	高齢者の孤立防止のため、地域包括支援センターと連携を図り、地域包括支援センター相談員による訪問や、地域での交流の場の提供などを行っている。	引き続き地域包括支援センターと連携を図り地域での交流の場等の提供を行う。	引き続き地域包括支援センターと連携を図り地域での活動の場等の提供を行う。
		人事課	職員を対象としたストレスチェックを実施した。また、市共済による職員対象のメンタルヘルス相談、メンタルヘルス研修を実施した。	メンタルヘルス相談開設日時の周知徹底及び、研修の充実に努める。	昨年度に引き続き、ストレスチェックを実施する。また、市共済による職員対象のメンタルヘルス相談、メンタルヘルス研修を実施する。

(3) 障害に配慮したまちづくりの推進

①生活の場の確保

項目	施策・事業	関連部署	令和3年度施策実施状況	課題	令和4年度施策実施計画
グループホームの整備促進	・障害者が自立した生活を送れるよう、事業者に働きかけを行いグループホーム整備に対する支援に努めます。	障害福祉課	事業所からのグループホーム建設に関し、県へ建設補助金の申請を行い、整備促進に努めた。	県のグループホーム建設に関する補助の考えについては、浸水想定区域での建設懸念や養員圏域での施設の充実に理由に補助対象とならなかった。	引き続き、事業所等と情報共有し、グループホーム整備の促進を図る。
市営住宅の改善等生活の場の提供	・市営住宅の改修時には、段差の解消や手すりの設置等必要に応じてバリアフリー化を行います。また、障害者の優先入居については募集枠の確保に努めます。	都市管理課	市営住宅のバリアフリー化における公費での対応マニュアルを作成し、高齢者・障害者から要望があれば、公費で玄関・洗面所・浴室・便所等に手摺の設置を行いバリアフリー化を図った。また引き続き、市営住宅募集時の高齢者・優先枠の確保に努める。	手摺以外にも床の段差解消に対する要望があるが、コスト面や構造面でバリアフリー化が困難である。	昨年度に引き続き、市営住宅のバリアフリー化における公費での対応マニュアルに基づいて、バリアフリー化を図る。また、市営住宅募集時の高齢者・優先枠の確保に努める。

②障害に配慮したまちづくりの推進

項目	施策・事業	関連部署	令和3年度施策実施状況	課題	令和4年度施策実施計画
公共施設等のバリアフリー化の推進	・誰もが利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりに努めます。 ・道路・歩道等の通行人（高齢者、障害者等を含む。）の通行障害にならないよう、桑名駅東側及び西側周辺の放置自転車等禁止区域を重点に放置自転車の警告及び撤去を行います。 ・各公共施設等への三重おもいやり駐車場の区画整備に努めます。	総務課	本庁舎では、1階南側及び北側玄関にエレベーター、1階及び地下1階に多目的トイレ、各階段に手すりを設置する等、ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組んでいます。また、庁舎駐輪場の放置自転車を定期的に撤去し、適切な管理に努めています。	老朽化による設備の劣化が進行しています。	設置した設備に支障が無いかを定期的に点検し、適正な施設維持管理に努めます。
		都市整備課	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に定める特定施設の整備基準に適合するよう設計者等への指導に努めた。	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例による適合率は59.1%と前年度と比較して向上しており、今後より適合率を向上させていくための取り組みが必要である。	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例に定める特定施設の適合率を向上させるよう、設計者等への指導・啓発等の取り組みに努める。
		危機管理室	桑名駅東側及び西側周辺の自転車等放置禁止区域における歩行者の多い区域を重点に放置自転車への警告及び自転車の撤去に努め、駅周辺の交通機能の向上を図った。	自転車の活用を促進していく中で、駅西周辺における駐輪場整備が当面の課題。	駐輪場や自転車等放置禁止区域の見直しと、飽和状態となっている駅西無料駐輪場の在り方について協議・検討を進める。
交通バリアフリー化の促進	・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、新しくなる桑名駅周辺をはじめ、市内の交通施設等のバリアフリー化について交通機関事業者へ働きかけます。	駅周辺整備課	バリアフリーに対応した駅前広場整備に向けて、優先交渉権者と詳細な設計について協議した。	バリアフリーに対応した駅前広場整備に向けて、引き続き設計の詳細を協議し、仕様を確定させる。	バリアフリーに対応した駅前広場整備に向けて、優先交渉権者と詳細な設計について協議を行い、駅前広場の仕様を確定させ、実施協定を締結する。
		政策創造課Maas推進室	桑名駅前整備の進捗に合わせ、交通機関事業者へ働きかけを行っている。	現行施設のバリアフリー化と合わせ、移動の困難な方に対する移動支援や方策を検討する必要がある。	引き続き、市内の交通施設等のバリアフリー化について交通機関事業者へ働きかける。
ごみ戸別収集の推進	・市内に居住し、日常生活において、ごみ収集ステーションまでごみの排出ができない一定条件を満たした世帯（世帯全員が要介護2以上、または身体障害程度1～2級に認定されている等）に対し、戸別に収集を行い、在宅支援と住民福祉の向上を図ります。	廃棄物対策課	桑名市全体の戸別収集世帯数39世帯 内訳 桑名地区30世帯 多度地区 2世帯 長島地区 7世帯	今後も増え続けると予想される事業に対して、収集職員の確保が課題である。	令和3年度と同様に事業を行う。

③移動手段の確保

項目	施策・事業	関連部署	令和3年度施策実施状況	課題	令和4年度施策実施計画
コミュニティバスの維持・確保	・車いす利用の方やお年寄りが安全に乗車することができるよう、福祉対応車両の導入を推進します。 ・今後も、可能な範囲でルート及びダイヤの見直しを行い、障害者をはじめ、市民の誰もが気軽に利用できる移動手段として維持確保に努めます。	政策創造課Maas推進室 都市管理課	・8ルート全てにおいて小型ノンステップバスや福祉対応車両で運行し、車椅子の方もスムーズに乗降できるようバリアフリー化に努めている。 ・毎年必要に応じてルート及びダイヤの見直しを行っている。引き続き利用しやすい移動手段の維持確保に努めていく。	コミュニティバスには運送サービス水準の改善を求める要望が多いものの、コロナ禍により輸送人員・運送収入を減少が続いている。利用者にとって利便性を向上しうる移動サービスとして、コミュニティバスの代替可能性を検証するためAI活用型オンデマンドバスの実証実験を進めている。	車両更新・導入の際は、引き続きノンステップバスや福祉対応車両とする。また、コミュニティバスの運営においては、可能な範囲で利用者の視点に立ちルートやダイヤを見直し、障害者の方が気軽に利用できる交通手段として維持・確保に努める。

(4) 情報提供・意思疎通支援の充実

①情報提供の充実

項目	施策・事業	関連部署	令和3年度施策実施状況	課題	令和4年度施策実施計画
点字、声の広報等発行事業の充実	・点字や声の広報等を、点字や音訳媒体にて情報提供します。 (再掲) ・点訳、音訳等わかりやすい方法で、視覚障害者が地域生活をす る上で必要度の高い情報等を提供します。 ・各課からのお知らせ等を、必要な方に点字で提供します。	障害福祉課	各課からのお知らせを希望者に点字で提供しました。また、点字、声 の広報等を、点字や音訳媒体で提供しています。	情報提供方法などのニーズの把握に努めることが必要 です。	引き続き、点字や音訳媒体により情報提供を実施します。

②意思疎通支援の充実

項目	施策・事業	関連部署	令和3年度施策実施状況	課題	令和4年度施策実施計画
手話通訳者派遣、要約筆記事 業の充実	・聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、 要請に基づき、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。 ・各課主催又は共催イベント等において、手話通訳・要約筆記の 活用を促進します。	障害福祉課	派遣実績は次のとおりでした。 ・手話通訳派遣回数 378回 ・要約筆記派遣回数 37回	新しい生活様式に対応した派遣方法（遠隔手話通訳 等）の周知が必要です。	三重県が実施している遠隔手話通訳サービス等を活用し、様々なニ ーズに応えるため、引き続き要約筆記、手話通訳者の派遣事業を行いま す。
手話奉仕員等養成事業の実施	・手話奉仕員の養成及び奉仕員のスキルアップ研修事業を実施し ます。	障害福祉課	受講者数は次のとおりでした。 初級17名・中級12名・応用10名	養成講座をきっかけにして、現場で活躍する奉仕員を さらに増やしていく必要があります。	現場で活躍する奉仕員を増やすため、研修の内容等を検討しながら継 続して養成事業を行います。
視覚障害者歩行訓練・点字教 室の実施	・視覚障害者を対象に、歩行訓練及び点字指導を行います。	障害福祉課	受講者数は次のとおりでした。 歩行訓練 8名 点字教室 3名	引き続き利用者のニーズに合った支援が必要です。	利用者の社会参加促進のために、継続して実施します。
障害者パソコン講習の実施	・障害者のコミュニケーションを円滑にするとともに、社会参加 を目的にパソコン講習を行います。	障害福祉課	受講者数は次のとおりでした。 9名	引き続き利用者のニーズに合った支援が必要です。	利用者の社会参加促進のために、継続して実施します。

(5) 安全・安心な環境づくりの推進

①防災対策の推進

項目	施策・事業	関連部署	令和3年度施策実施状況	課題	令和4年度施策実施計画
避難行動要支援者名簿の活用	・避難行動要支援者名簿の有効活用を図るため、対象となる方へ の啓発を行うとともに、地域の理解と協力を求めます。	防災・危機管理課	障害福祉課、介護高齢課と協働で自治会長、民生委員へ名簿の提供を 実施。毎年、名簿の更新を行っている。	自治会長等、担当者の変更による引継ぎが必要。	引続き担当部署と連携して名簿を更新し、関係者へ提供を行うととも に、必要な方の個別避難計画の作成を進めていく。
		障害福祉課	避難行動要支援者名簿制度についてホームページで周知を行い、登 録の必要性を啓発しています。	障害者だけでなく市民への周知不足が見られるため、 周知方法の見直しが必要です。	避難行動要支援者名簿について、防災担当課と連携し周知に努めま す。
		介護高齢課	毎年名簿の加除修正を行ったうえで、民生委員へ名簿配付（情報提 供）し、地域における声掛けや見守りに活用していただいている。	名簿は、防災・危機管理課から自治会長宛てにも提供 されており、地域ぐるみの取り組みを進めていただく ことが重要である。	防災・危機管理課、障害福祉課とともに名簿を適切に更新した上で、 名簿の有効活用を図っていただくよう、地域の理解と協力を得られる よう努める。
災害時要支援者のための避難 所の確保	・災害時一時避難所での避難生活が困難な方のために特別避難 所を指定していますが、さらに二次避難所として市内の社会福祉 法人、医療法人等との災害協定を進め、障害者の受入れ施設の確 保を進めます。	防災・危機管理課	福祉避難所について、実質対応可能な状況について確認、マニュアル 作成等についても検討した。	実災害において、福祉避難所の開設・運営を円滑に行 うためのマニュアル（作成中）や訓練が必要である。 また、関係部署や関係機関との連携が必要不可欠であ る。	福祉避難所の確保を継続して行う。 また、関係部署や関係機関と連携し、運営方法等について検討を行っ ていく。
災害情報等の提供	・災害情報を市民に伝達する手段として、携帯電話による防災 ホットメール（Eメール）及び緊急速報エリアメール（携帯電話 会社が提供するサービス）を活用します。	防災・危機管理課	災害時緊急メールや緊急速報エリアメールの活用をHP等で周知し、登 録者の確保に努めた。 また、各地区の自主防災訓練等において、活用方法の周知を図った。	引続き登録者の確保に努めていく。	継続して登録者の確保に努めていく。
緊急通報の周知	・緊急時における感覚及び言語機能に障害のある方の電話に代わ る手段として、警察署では、「メール110番・ファックス110 番」、消防署には「ファックス119番通報システム、及びNet119番 緊急通報システム」があります。これらの緊急通報の周知を図り ます。	消防本部	Net119での通報があり、チャット形式でやり取りを行い、救急車を出 動させた。委託市町の障害福祉課と協力し新規登録者の登録を行っ た。	システムトラブルを含め、通報受信時に未確認とな らないよう注意が必要である。	通信指令課員のNet119緊急通報システム取扱要領の習熟、及び電話 リレーサービス要領の把握。
		障害福祉課	消防本部と連携し、Net119緊急通報システムの利用登録を推進しまし た。	消防本部と連携しながらNet119通報システムのさら なる周知が必要です。	さらなる利用拡大のため周知・啓発に努めます。
		介護高齢課	独居高齢者の緊急時のために、警備会社に委託し緊急通報装置の設置 を行っている。	令和4年度からICTを活用した見守りサービスを導入 し、周知啓発を行い独居高齢者の緊急時に備える。	令和4年度からICTを活用した見守りサービスを導入したことから、周 知啓発を行い独居高齢者の緊急時に備える。
防犯体制の確立	・障害者等が犯罪の被害者とならないように、警察署や地域の防 犯組織などと連携し、防犯対策を推進します。	危機管理室	警察や桑名地域生活安全協会等の関係機関と連携し、情報の共有や啓 発活動、防犯パトロールを実施した。	地域に直結する自主防犯団体の設立促進と既存団体の 活性化及び連携が必要である。	自主防犯団体等と連携し、各種防犯対策を推進する。 また、既存の自主防犯団体数等の把握に努める。
障害福祉サービス事業所等に おけるサービス提供等継続支 援	・障害福祉サービス事業所等に対して、平常時から、感染症の流 行に備え、衛生物品等の備蓄、事業継続計画の策定など必要な準 備について、普及啓発を行います。また、緊急時にはサービス提 供等の継続に向けた支援を行います。	障害福祉課	感染症に関する情報提供を行うとともに、県からのマスクや手袋等の 事業所の配布について、各事業所へ配布を行った。	各事業所へは、国から事業継続計画の策定が求めら れているが、計画策定の知識が足りないと感じてい る。	引き続き、感染症に関する情報の提供や、事業継続計画の策定にむけ た情報共有などの支援を継続して行っていく。
避難所における感染症対策の 実施	・災害時における避難所の感染症対策を実施します。	障害福祉課 防災・危機管理課	各避難所に、コロナ対応受付物品を設置し、避難所担当職員にもコロ ナ禍における避難所受付の要点を説明した。 また、各地区の自主防災訓練において、コロナ禍を想定した避難所の 開設・運営訓練を取り入れるよう提案を行った。	避難所での感染症対策について周知していくととも に、避難所に感染症対策物資の保管、管理を実施して いく。	継続して実施していく。
事業所などへの周知	・事業所における感染症対策の状況を把握し不十分な場合、対応 を促していきます。	障害福祉課	国や県からの情報を事業所に共有し、感染症対策の周知を図った。	各事業所の状況に応じた感染症対策の徹底について、 困難なケースも見受けられる。	各事業所と情報共有を図り、感染症対策を徹底していく。

(6) 権利擁護の推進

②権利擁護の推進

項目	施策・事業	関連部署	令和3年度施策実施状況	課題	令和4年度施策実施計画
障害者・障害児虐待への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者や、障害児を含む児童の虐待防止についての啓発を行います。 ・虐待防止のために、相談支援を充実させ、適切なサービスの提供に努めます。 	障害福祉課	8月実施の桑名福祉サービスフェアにおいて、障害者虐待防止に関するパンフレットを配付し啓発を図りました。また、事業所や家庭において利用者の様子に気になる点があれば、情報共有を行う体制を整えています。	障害者の増加、養護者の高齢化などで困難事例が増加していく事が予想されるが、相談支援事業所、相談支援センター等関係機関の連携を図る等相談支援体制の充実が不可欠です。	引き続き、障害者総合相談支援センター、相談支援事業所、障害福祉課、関係機関との連携を深め、虐待防止の普及啓発に努めます。
		子ども発達・小児在宅支援室	パンフレットやポスターなどを掲示し案内している。相談支援事業所、通所支援事業所、市関連部局と連携し必要に応じた福祉サービスの提供を行った。	継続が必要。	相談支援事業所、通所支援事業所、市関連部局との連携を行い適切な福祉サービスの提供を行う。
		介護高齢課	地域包括支援センター、介護保険事業所、社会福祉協議会の専門職、法務の専門職等関係機関と連携し、地域ケア会議等で虐待事例を共有し連携を図った。	少子高齢会の進展により虐待件数が増加しており、また問題も複雑化していることから、引き続き多職種の連携が重要である。	虐待件数の増加や複雑化する案件に対応するため、引き続き多職種の連携を図る。
		人権センター	市内3ヶ所で毎月各1回、地域に密着した人権擁護委員による特設人権相談を実施している。	広報や機関紙などを通じて案内しているが、障害者虐待等の相談については、障害福祉課、相談支援センター等に行かれている。	市内3ヶ所で毎月各1回、地域に密着した人権擁護委員による特設人権相談を実施する。
成年後見制度の周知と利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会や障がい者総合支援センターそらいん等の関係機関と連携し、判断することが困難な障害者等の権利を擁護するため、財産管理等の法律行為に関する援助や生活面の支援等を行う成年後見制度の周知と利用支援を行います。 	障害福祉課	社会福祉協議会の桑名市福祉後見サポートセンターと連携し、成年後見制度の周知と利用促進を図りました。また成年後見が必要な障害者等について情報共有を行い、利用支援を行いました。	「親亡き後」を安心して暮らせるよう、成年後見制度をわかりやすく身近に感じられるような周知方法が必要です。	桑名市福祉後見サポートセンターや障害者総合相談支援センターと連携し、成年後見制度をわかりやすく周知するとともに、その利用促進を図ります。
		介護高齢課	桑名市福祉後見サポートセンターや地域包括支援センターと連携し、成年後見制度の周知・啓発及び市民後見人の育成を行った。	法人後見及び市民後見の提供体制のさらなる整備が必要である。また、市民後見人への支援など、職員の専門性向上が求められる。	高齢者の財産などを守るため、引き続き制度の周知を行い利用促進を行う。また市民後見人の育成も引き続き行う。
日常生活自立支援事業（権利擁護）の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会や障がい者総合支援センターそらいん等の関係機関と連携し、判断力が十分でない障害者が地域で自立した暮らしが送れるよう生活支援員が福祉サービスの利用手続きの手助けや日常的な金銭の管理の手助けを行う日常生活自立支援事業の周知と思念を行います。 	介護高齢課 障害福祉課	社会福祉協議会が運営する「委員地域日常生活自立支援センター」の周知啓発を行い、福祉サービスの利用等日常生活全般における援助を実施した。	「委員地域日常生活自立支援センター」のさらなる周知を行い、日常生活に対する支援を継続する必要がある。	引き続き社会福祉協議会と連携し、「日常生活自立支援事業」の周知を図る。

3 社会参加を応援するまちづくり
 (1) 教育・文化芸術活動・スポーツ等の充実
 ① 学校教育の充実

項目	施策・事業	関連部署	令和3年度施策実施状況	課題	令和4年度施策実施計画
特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害がある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行う特別支援教育を推進します。 ・特別支援教育を推進する中で、支援学級を設置し、一人ひとりの力を伸ばすカリキュラムを作成し、推進します。 ・乳幼児期からの途切れない障害児支援のために、福祉関係機関と教育機関の連携をさらに強化します。 ・子どもや地域住民が障害や障害者に対する理解を深めることができるよう、教育の充実を図ります。 ・特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の活性化を図ります。 ・通級指導教室を設置し、通常学級に在籍するLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等の障害がある児童・生徒に対する支援体制の充実を図ります。 ・特別支援学校や各専門機関と連携した研修会の実施等により教職員の研修を行います。 	人権教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育推進校12校が一年に1回の提案授業を行い、指導主事が指導者の相談を受けたり、授業の持ち方等の指導支援を行い、専門性の向上を図りました。 ・推進校の取組を紹介することで特別支援教育の推進をはかりました。 ・特別支援学級に在籍する全ての子ども及び通級指導教室に通っている子どもの「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、保護者や本人と共有しました。 ・医療的ケアが必要な児童生徒においては、安心安全な学校生活を送れるよう看護師を配置しました。また、子どもや保護者が安心でき、より質の高い医療的ケアをおこなえるよう、巡回看護師を導入し各校を巡回する体制を整えました。 ・肢体不自由児に学習支援機器として、書画カメラ、視線入力装置を導入し、学びやすい環境を整えました。 ・市内5校に設置している通級指導教室において、一人ひとりの子どもに応じた個別の指導支援を行いました。途切れない支援体制を構築するため、早い段階で成徳中学校通級指導教室の紹介を行い、中学入学後すぐに必要な指導支援が受けられるよう引継ぎをおこないました。 ・特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーター等を対象に、特別支援学校や各専門機関と連携した研修会や地域支援を計画的に実施し、発達障害の特性や支援方法について学ぶことができました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアの巡回看護師体制は今年度からの取組のため、課題や成果を検証し、体制確立をめざしていく必要があります。 ・保護者と個別的教育支援計画・指導計画を共有することについては、まだ不十分です。引き続き必要性を伝え、周知していく必要があります。 ・医療的ケアが年度途中で急に必要になる場合があり、看護師配置を適宜行うことが必要であるので、予算と看護師雇用について適宜予算要望をしていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育推進校（全12校）の特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーター等を中心に、特別支援教育に関する研修会に参加し、障害の特性や適切な支援の在り方について学びを深めます。特別支援教育推進校の特別支援学級担任や初めて担任する教員の授業力向上に向け訪問指導をおこないます。授業力向上だけでなく、悩みや困り感を聞く機会も設けます。 ・肢体不自由児が支援機器（視線入力など）を活用し学習しやすい環境を整えます。また長期の入院や自宅療養中でも継続した学びを保障するために、分身ロボットOriHime（おりひめ）を活用し、遠隔で授業を受けられるよう、環境を整えます。 ・パーソナルファイルの活用を推進し、福祉医療等関係機関と連携しながら、早期からの途切れない支援を進めます。個別的教育支援計画を保護者と共有し、家庭と連携しながら特別支援教育を進めます。 ・今後医療的ケア児が増加することを見込み、必要時に迅速に看護師を配置できるよう、看護師の確保に努めます。 ・途切れない支援を進めるため、小学校卒業後も通級指導教室に通うことができるよう中学校の通級指導教室につなげます。
		子ども発達・小児在宅支援室	<ul style="list-style-type: none"> 発達検査や相談、保育所(園)支援(巡回相談や保育士研修等)、乳幼児期からの発達の気になる子の支援を教育・福祉関係機関と情報共有しながら行った。 関係機関会議にて障害児の支援について情報を共有し連携を図った。 	支援について教育と福祉の更なる連携が必要。	発達検査や相談、保育所(園)支援(巡回相談等)、乳幼児期からの発達の気になる子の支援を教育・福祉関係機関と情報共有しながら継続して行う。

② 文化芸術活動・スポーツ等の振興

項目	施策・事業	関連部署	令和3年度施策実施状況	課題	令和4年度施策実施計画
文化芸術活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が気軽に参加できる趣味・文化活動に関する情報の提供等に努め、障害者の社会参加の促進を図ります。 ・障害者の作品展の開催及び、障害者の作品を発表できる場を積極的に提供します。 	ブランド推進課	桑名市文化協会の協力のもと、障害のあるなしにかかわらず、全ての人が趣味や文化活動をできるよう、ホームページ等で文化協会の加入団体等の情報を提供している。また、市主催の文化行事について、ホームページや広報等で情報提供していた。	障害のある方のニーズを把握していく必要がある。	講演会などの文化活動を開催し、文化に触れる機会を提供する。
		生涯学習・スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> ・目の不自由な方へ音訳による対面朗読サービスを登録ボランティアにより、年間10回実施した。（※令和3年8月27日～9月30日まで新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休館によりサービス中止） ・図書館を利用する視覚障害者への支援の実施に関する「桑名市立図書館視覚障害者サービス実施要綱」平成30年4月1日施行 ・書架3階に障害者サービスコーナー設置中 	障害者サービスの具体化に向け、利用対象者や既存サービスを整理し、充実すべき内容を検討していく必要がある。	「桑名市立図書館視覚障害者サービス実施要綱」にもつづき、対面朗読サービスの実施の継続、録音資料・点字資料等貸出等を実施する。
		障害福祉課	桑名市在宅障害者デイサービス事業を社会福祉協議会に委託し、様々なサークル活動を行い社会参加の場づくりを可能な範囲で実施しました。	障害者の方が参加したくなるような行事等のニーズの把握が必要です。	引き続き桑名市在宅障害者デイサービス事業を社会福祉協議会に委託し、サークル活動を実施して、社会参加の場を提供します。
ボランティア・指導者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の芸術・文化活動及びスポーツ等を支えるボランティア等の人材育成及び確保に努めます。 	ブランド推進課	障害者の方の受講希望の際に、幅広く対応できるよう、障害者に対する理解を深めるよう努めた。	障害のある方への対応を学べる機会が限られている。	障害のある方への対応を学ぶ場を指導者に情報提供する。
		生涯学習・スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> ・桑名市立図書館所属音訳ボランティアを対象に、障害があり読書が困難な利用者に対してどのような支援ができるかを考えるために、読書バリアフリー法の概要や図書館の取り組みを学ぶ、講座公益財団法人伊藤忠記念財団主催、国立国会図書館国際子ども図書館共催の読書バリアフリー研究会（オンラインセミナー）「読書のバリアフリーをすすめるために」の上映会を実施。日 時：令和3年11月19日（金）13：30～場 所：くわなメディアライヴ2階第1会議室 参加者：15人 ・三重県や他市町主催のスポーツ推進委員研修会や講演会を通して、障害者スポーツを含むスポーツ全般について学ぶため、スポーツ推進委員に参加を促し、職員も参加した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ボランティア各人が自宅で視聴できるような案内したが、操作方法が分からず上映会への参加を選択し来館するボランティアが多かった。 ・スキルアップ講座参加者によるアンケート結果をもとに、次年度の講座内容を充実させていきたい。 ・専門的な人材の育成には、資格取得が近道であるが、資格取得には講習の受講等も必要のため、サポート体制を整える必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な人材を育成するには資格取得が近道であるため、初級障がい者スポーツ指導員養成講習会へ参加できるサポート体制を整備する。
スポーツ・レクリエーション活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者を対象とした各種スポーツ・レクリエーション教室等の情報提供を行い、障害者スポーツの普及に努めます。 ・障害者が気軽に参加し、楽しめるような教室等を検討するとともに、障害者の参加を推進します。 	生涯学習・スポーツ課	障害者が参加可能な教室を開催。スポーツ推進委員会でポッチャを購入し、ニュースポーツ教室において実施。	障害者のみを対象とした取組や、推進活動の機会づくりを検討する必要がある。	スポーツ推進委員が実施主体として、前年同様に障害者も参加できるニュースポーツ教室を実施する。
障害者スポーツ大会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が、スポーツの楽しさを実感する障害者スポーツ大会を今後も継続して実施します。 	障害福祉課	新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。	高齢化により参加者の減少や、出場種目の調整が困難になりつつあります。	アフターコロナにおける体育大会について、種目やスケジュール等を検討を行います。

(2) 雇用・就業への支援

① 障害者雇用の促進

項目	施策・事業	関連部署	令和3年度施策実施状況	課題	令和4年度施策実施計画
企業への訪問活動の実施	・関係機関と連携し、市内の企業に対して障害者雇用の啓発のための訪問活動を行います。 ・障害者雇用優良事業所・優秀勤労障害者を表彰し、広報に掲載します。	障害福祉課	ハローワーク、障害者相談支援センターと連携し、企業訪問を行い障害者雇用の推進を図った。	就労支援サービスと一般雇用の狭間にある方の課題把握が必要。	今後も関係機関と連携し継続する。
		商工課	市内の中小企業100社を訪問し、障害者雇用の啓発や意見交換を行った。また、障害者雇用に積極的な事業所及び優良勤労障害者個人を表彰し、障害者雇用の促進を図った。	今後も障害者雇用に理解のある事業所と優良勤労障害者個人を表彰することにより、障害者雇用への理解を広げていく必要がある。	障害者雇用に積極的な事業所及び優良勤労障害者個人を表彰し、障害者雇用の推進を図る。
障害者を対象とした就職説明会の開催	・ハローワーク桑名や関係機関と連携し、障害者を対象とした就職説明会を開催し、就労への支援を行います。	障害福祉課	ハローワーク桑名主催の障害者就職面接会を開催し、就労支援を共同で行った。	障害者雇用への理解を広げる取り組みが必要。	引き続き、就職面接会等の障害者雇用に繋がる機会の提供に努めている。
就労支援のネットワークの推進	・桑名地区の三重県や近隣市町、福祉施設、ハローワーク、商工会議所、特別支援学校、社会福祉協議会等の就労支援部会と連携し、就労支援の研修会を実施します。	障害福祉課	例年は、自立支援協議会の専門部会である就労支援部会において企業訪問を実施し、啓発事業として桑名地域就労支援シンポジウムを開催しているが、コロナ禍によりやむを得ず中止しました。	一般就労に繋がるよう、企業を対象に、障害者雇用についての具体的なイメージがつくような研修を行う必要があります。	引き続き、就労支援部会において関係機関と協議をしながら、事業を実施します。
桑名市地域自立支援協議会での就労支援	・障害者の一般就労をめざすため、当事者団体や関係機関が自立支援協議会で情報交換し、障害者の就労に向けての取り組みを推進します。	障害福祉課	ハローワークと連携し、昨年と同様に、規模を縮小した就職説明会を開催しました。	企業やその従業員の、障害者雇用に関する認識をさらに高める必要があります。	今後も継続して説明会を実施し、障害者の雇用の推進を図ります。
市職員の障害者雇用	・市職員の法定雇用率を達成するように計画的な採用を行います。また、障害者が働きやすい職場環境づくりに努めます。	人事課	令和3年6月1日時点において、職員の障害者実雇用率は2.48%であり、法定雇用率を下回った。	職員の退職に伴い、雇用率が増減するため、法定雇用率を下回らないよう採用を実施する必要がある。	法定雇用率達成に向けて、障害者の採用を定期的に行い、雇用促進を目指す。

② 個々の状態に応じた就労支援

項目	施策・事業	関連部署	令和3年度施策実施状況	課題	令和4年度施策実施計画
就労移行・就労継続支援事業の充実	・就労に必要な能力取得のための就労移行支援及び、就労を続けるための就労定着支援事業を充実し、障害者の自立に向けた支援を継続します。	障害福祉課	相談支援専門員や市職員が障害者の意向を伺い、継続的に支援を行っています。	就労継続事業所と相談支援専門員の計画の一貫性を高める必要があります。	障害者の就労が定着できるよう、計画相談事業所と連携し、継続して支援を行います。
物品等の優先調達への推進	・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律」に基づき、障害者就労施設からの物品・役務の調達について、全庁に情報提供し、優先調達を推進していきます。	契約監理課	障害者就労施設等からの積極的な物品等の調達について、全庁へ通知した。	障害者就労施設等から調達することができる物品等について、定期的な情報提供及び情報の更新が必要。	障害者就労施設等からの積極的な物品等の調達について通知し、全庁的に優先調達を推進する。
		障害福祉課	市役所本庁舎のスペースを活用し、物販のための場所を提供し、売り上げに貢献するとともに、障害福祉サービス事業所連絡協議会と連携し、イオン桑名で物販を行った。	事業所の売上が向上するような施策の検討が必要です。	本庁舎での物販の継続と、障害福祉サービス事業所での活動内容（制作物品や受託事業）の周知を行い、優先調達の推進を図ります。

(3) 行政サービスにおける配慮

① 行政機関・選挙等における配慮

項目	施策・事業	関連部署	令和3年度施策実施状況	課題	令和4年度施策実施計画
障害者に対する窓口対応への配慮	・障害者に配慮した対応に努めるとともに、各課窓口での親切かつ丁寧な対応に努めます。	障害福祉課	障害者差別解消法や職員の対応方法等について、掲示板等にて職員に対し周知を行った。	各職員が、各課でどのように対応すべきか考える機会を作る必要がある。	今後も市職員が障害者に対する対応を考えることができるよう、継続して周知を行う。
障害者への適切な対応についての研修	・市職員の障害者に対する理解促進のための研修を引き続き行います。 ・障害者差別解消法の知識や、窓口対応等で必要な障害者への配慮の内容等、市職員に必要な情報を提示し、知識の醸成に努めます。	障害福祉課	障害者差別解消法や職員の対応方法等について、掲示板等にて職員に対し周知を行った。	各職員が、各課でどのように対応すべきか考える機会を作る必要がある。	障害者差別解消法や職員の対応方法について、引き続き周知を行っていく。
		人事課	新型コロナウイルス感染症感染拡大により実施できなかった。	継続的に研修を実施する必要がある。	障害者の就労について、職員の意識を高めるために、障害者雇用についての職員研修を実施予定。
障害者等に対する選挙における配慮	・選挙の投票所におけるスロープ設置、点字による投票補助等を行い、投票しやすい環境づくりを推進します。	総務課	スロープや点字、投票補助(代理投票)など、投票しやすい環境を整えました。	今後も現場からの意見や啓発を通じて対応していく必要があります。	引き続き、スロープや点字、投票補助(代理投票)など、投票しやすい環境を整えるように努めます。